

## 規 則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則一一―二〇

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則（埼玉県人事委員会規則一一―二）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「記名押印して」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。